年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月

平成3年7月末に事業所を退職した際は手続が必要であることを知らなかったため、国民年金の再加入の手続を行わなかったが、5か月後の4年1月に再就職した事業所を同年11月に退職した際に、町役場において3年8月に遡って再加入の手続を行った。納付方法等については、はっきりとは覚えてはいないが、申立期間を含む3年8月から同年12月までの国民年金保険料をまとめて納付したはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、20歳以降、申立期間及び被用者年金の加入期間を除く期間については、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間を含む平成3年8月から同年12月までの期間に係る国民年金の再加入手続について、その後に勤務した事業所を退職した4年11月に同月からの再加入手続に併せて行ったと主張するところ、オンライン記録により、平成4年度(平成4年11月から5年3月まで)の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることから、遅くとも5年4月末までには同手続を行ったものと推認できる。その手続時点では、申立期間を含む平成3年8月から同年12月までの納付書(過年度納付書)の発行は可能であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料も併せて納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年6月まで

実家に戻った昭和 61 年 8 月頃から実家宛てに国民年金保険料の納付書が郵送されてきていたので、アルバイト収入から毎月 1 万円以上の国民年金保険料を近所の郵便局において納付していた。郵便局の貯金口座を 61 年 8 月に開設しているので、ちょうどその頃だったと思う。その際、郵便局員に「1 か月でも未納だと年金がもらえなくなるよ。」と言われ、62 年 7 月に慌てて厚生年金保険のある事業所に就職したことも覚えている。その郵便局員はその後、不正により逮捕されたとの報道があったので、私の国民年金保険料もきちんと処理されなかったのではないかと思う。未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を有する被保険者の加入状況から、申立人は昭和63年3月頃に、同月3日を資格取得日として国民年金に加入したものと推認でき、この時点において、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録から、この資格取得日は平成5年2月19日に申立人の20歳到達日である昭和59年*月*日に訂正され、この時点において申立期間が加入期間となったことが確認できるが、この時点においても、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が定かでない上、 20 歳到達前から申立期間後の平成元年3月まで継続して実家のある市に住民 登録を行っているなど、上記加入手続に係るものとは別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、上記の市は、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は3か月分をまとめて納付する様式であったために保険料を毎月納付することはできず、

納付先についても郵便局においてはできなかった旨回答しており、申立期間の国民年金保険料を毎月、郵便局において納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成5年10月から8年3月まで

20 歳前に母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、国民年金保険料の督促状が届いたので、それを母親に託して銀行において納付した。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されて いた国民年金手帳記号番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事 情は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失記録は基礎年金番号制度が導入された後の平成12年9月25日に遡及して追加入力されていることが確認できる上、同期間の資格取得に係る記録もこの資格喪失に係る記録から判断して同日に入力されたものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についてはA市の実家に居住する母親が申立期間当時に行ったと主張するが、当時、申立人の住所地はB県C市にあり、A市において加入手続等を行えない上、その母親から聴取しても「息子に渡されたいろいろな督促状により、銀行においてお金を支払ったことはあるが、息子の国民年金の加入手続を行った覚えはない。」と回答しているなど、申立期間当時に当該加入手続が行われた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年10月まで

専門学校(夜間)に通うために居住していたA市から平成2年 10 月に 実家のあるB市に戻った後、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、 A市に続いてB市からも国民年金保険料の納付書が届いた。母親が「この 前払ったのにまた納付書が届いた。」と言っていたことを記憶している。 父親がその納付書により国民年金保険料を納付してくれたはずであるので、 未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年12月にB市において払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このことは、払出時点において時効の完成していない申立期間直後の元年11月から3年3月までの国民年金保険料が同年12月に過年度納付されていることとも符合する。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか がわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A市において国民年金の加入手続を行った記憶はないと供述している上、平成3年12月に上記の過年度納付のほか、同年4月から同年12月までの国民年金保険料がまとめて現年度納付されていることを踏まえると、二度にわたり届いたとされる納付書は、上記期間に係る過年度保険料の納付書(社会保険事務所(当時)発行)と現年度保険料の納付書(B市発行)であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、これが納付されていたことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年10月

事業所を退職した平成4年10月23日の直後に、当時居住していたA市のB支所において国民年金の加入手続を行い、その後送付されてきた納付書により、同支所において国民年金保険料を納付したので、未納となっている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に居住していたC市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は平成8年4月30日に、4年10月24日を資格取得日として、国民年金の新規加入手続を行っていることが確認でき、この手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人はD町にある事業所において平成4年10月5日から勤務するとともに、C市の行政データから、申立人の住所地は同月8日にA市からD町へ異動していることが確認できる上、上記の国民年金資格取得・異動届書のほか、申立人が所持する年金手帳の確認印の記録から、申立期間に係る国民年金の資格取得手続はC市において行われたことが確認でき、事業所を退職した4年10月23日の直後にA市(B支所)において国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1585

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月2日から44年12月1日まで 別の事業所に勤務していたときに知人であるA社の社長から給料を10万円支給するので来てくれと誘われて同社に転職した記憶があるが、同社での標準報酬月額が5万円程度となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は既に適用事業所でなく、商業登記簿謄本及び厚生年金保険の被保険者記録において確認できる事業主を含む役員3人も全員死亡しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、事業主及び申立人が自分より先に入社しており自分より高い給料であったと推測している同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額が 遡って低く訂正されたような形跡は無く、標準報酬月額に係る事務処理にも不 自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。